

### 庁有自転車の交通事故の概要について

1 発生日時 令和4年9月9日(金)午前10時30分から午前11時20分頃

2 発生場所 赤羽橋交差点(港区東麻布一丁目)

#### 3 事故の状況

職員が出張先から帰庁するため、区所有の自転車(以下「庁有自転車」といいます。)で、国道1号線(桜田通り)を北進し、赤羽橋交差点を右折して東京都道301号線(白山・祝田・田町線)方面へ進もうとしたところ、国道1号線(桜田通り)を南進し、東京都道319号線(環状3号線)を麻布十番方面へ進もうとしていたタクシー(以下「相手方自動車」といいます。)と衝突しました。

#### 4 相手方

日立自動車交通第三株式会社のタクシー

#### 5 損害状況

##### (1) 負傷状況

職員 右第7・8肋骨骨折、腰部挫傷、右胸部打撲、右股関節打撲、左下腿打撲  
相手方(タクシー運転手) 負傷なし

##### (2) 物損状況

庁有自転車 前輪フレーム損傷等  
相手方自動車 左ヘッドランプ破損等

#### 6 損害賠償額等

示談交渉中

#### 7 事故再発防止等の対応

9月15日(木)に所属長から所属職員全員に対して自転車を利用する際の注意喚起、事故の再発防止、事故が発生した際の初期対応に関して周知・徹底を図りました。また、警視庁作成のリーフレットを使用して、自転車の正しい乗り方についての研修も行いました。

事故発生場所の写真：職員側（南側）から見たもの



片有自転車の損傷の写真



# 事故発生場所図

